

23

計 (男子 34.000 (11) 340
女子 38.000 (14) 240
合計 72.000 (25) 580
14.000 2
4.000 1
48.000 (25) 580
250

昭和26年

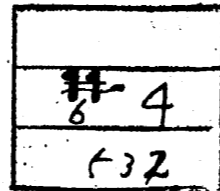
第1回 奨学生送考委員会

とき 4月13日(金)午後1時30分から
ところ 本会会議室にて

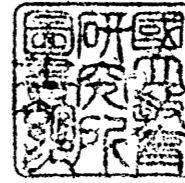
日程

報告事項

- (1) 昭和25年度大学高専一般奨学生第2次新規採用者送考状況
- (2) 昭和25年度高等学校奨学生新規採用者送考状況
- (3) 昭和25年度教育奨学生送考状況



日本育英会



昭和26年度奨学生送考委員会委員
(イロハ順)

- | | |
|---------------|-------|
| 文部省大学学術局長 | 稲田清助 |
| 東京都高輪台小学校長 | 稲原一郎 |
| 埼玉大学長 | 新関良三 |
| 麻布高等学校長 | 細川潤一郎 |
| 東京都立深川高等学校長 | 堀江時三 |
| 中央大学法学部長 | 片山金章 |
| 早稲田大学教授 | 吉村正 |
| 東京医科歯科大学長 | 長尾優 |
| 国立教育研究所研究調査部長 | 村上俊亮 |
| 慶応義塾大学学生部長 | 前原光雄 |
| 東京学芸大学竹早分校主事 | 二方義 |
| 櫻蔭高等学校長 | 水谷年恵 |
| 東京大学厚生部長 | 斯波義慧 |
| 東京教育大学厚生補導部長 | 下村康 |
| 東京都立戸山高等学校長 | 平田巧 |

(1) 昭和25年度大学高専一般奨学生第2次新規採用者
選考状況

(イ) 選考の概要

学校種別	選考数	採用数	不採用数	採用率(%)
教員養成諸学校	1,262	298	964	23.6
専門学校	1,576	431	1,145	27.1
旧制高専校科	166	56	110	33.9
短期大学	570	136	434	24.0
新制大学	10,988	1,627	9,361	14.8
旧制大学	5,452	1,002	4,450	18.4
計	20,014	3,550	16,464	17.7

(ロ) 採用者の成績別調

学校種別	い	いろ	いは	ろ	ろは	は	計
教員養成諸学校	56	77	46	24	63	32	298
専門学校	155	117	35	67	37	20	431
旧制高専校科	27	17	1	4	4	3	56
短期大学	60	32	24	8	9	3	136
新制大学	478	453	247	113	208	128	1,627
旧制大学	303	229	117	120	124	109	1,002
計	1,079	925	470	336	445	295	3,550

(ハ) 採用者の男女別調

学校種別	男	女	計
教員養成諸学校	226	72	298
専門学校	336	95	431
旧制高専校科	53	3	56
短期大学	63	73	136
新制大学	1,466	161	1,627
旧制大学	977	25	1,002
計	3,121	429	3,550

(ニ) 採用者の学年別調

学校種別	1年	2年	3年	4年	5年	計
教員養成諸学校	1	0	271	26	0	298
専門学校	6	13	325	34	53	431
旧制高専校科	1	0	55	0	0	56
短期大学	127	9	0	0	0	136
新制大学	877	627	106	17	0	1,627
旧制大学	354	362	250	36	0	1,002
計	1,366	1,011	1,007	113	53	3,550

(木) 採用者の通学状況調

学 校 種 別	自宅通学のもの	自宅以外から 通学のもの	計
専 門 学 校	198	233	431
旧 制 高 校 大 学 予 科	23	33	56
短 期 大 学	84	52	136
新 制 大 学	746	881	1,627
旧 制 大 学	377	625	1,002
計	1,591	1,959	3,550
採用者全員に対比率(%)	44.9	55.1	100.0

(ハ) 官公私立学校別採用状況調

学 校 種 別	官 公 立				私 立			
	選考数	採用数	不採用数	採用率 (%)	選考数	採用数	不採用数	採用率 (%)
教員養成諸学校	1,262	298	964	23.6	—	—	—	—
専 門 学 校	890	240	650	26.9	686	191	495	27.8
旧 制 高 校 大 学 予 科	66	23	43	34.8	100	33	67	33.0
短 期 大 学	158	30	128	19.6	412	106	306	25.7
新 制 大 学	8,138	1,187	6,951	14.5	2,850	440	2,410	15.4
旧 制 大 学	4,640	844	3,796	18.1	812	158	654	19.4
計	15,154	2,622	12,532	17.3	4,860	928	3,932	19.1

(ト) 採用者の家庭状況調

学 校 種 別	採用数	戦 災 者		引 揚 者		父 の 居 い 者	
		員数	比率 (%)	員数	比率 (%)	員数	比率 (%)
教員養成諸学校	298	12	4.0	21	7.0	72	24.1
専 門 学 校	431	37	8.6	50	11.6	121	28.0
旧 制 高 校 大 学 予 科	56	8	14.2	1	1.9	8	14.2
短 期 大 学	136	6	4.3	19	14.3	45	32.8
新 制 大 学	1,627	225	13.8	129	7.9	365	22.4
旧 制 大 学	1,002	96	9.5	47	4.6	263	26.2
計	3,550	384	10.8	267	7.5	874	24.7

(チ) 採用者の昼夜間部別調

学 校 種 別	昼 間 部	夜 間 部	計
教員養成諸学校	298	0	298
専 門 学 校	419	12	431
旧 制 高 校 大 学 予 科	56	0	56
短 期 大 学	112	24	136
新 制 大 学	1,592	35	1,627
旧 制 大 学	993	9	1,002
計	3,470	80	3,550

(1) 採用者の家庭からの送金額調査

学校種別	0円	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
教員養成諸学校 (自宅通学者)	101	43	14	4	0	1
(自宅外)	32	35	38	14	9	5
専門学校 (自宅)	93	38	28	11	12	5
(自宅外)	63	29	39	25	35	18
旧制高等学校 (自宅)	6	6	4	3	4	0
(自宅外)	5	1	5	5	8	3
短期大学 (自宅)	35	14	14	8	8	3
(自宅外)	11	5	4	5	12	7
新制大学 (自宅)	387	125	95	50	38	23
(自宅外)	251	129	195	92	118	32
旧制大学 (自宅)	242	41	41	21	23	6
(自宅外)	241	15	152	70	68	28
計 (自宅)	864	267	196	97	85	38
(自宅外)	603	214	433	211	250	93
学校種別	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	計	1人当りの送金月額
教員養成諸学校 (自宅通学者)	0	0	0	0	163	208
(自宅外)	1	1	0	0	135	157
専門学校 (自宅)	10	0	1	0	198	256
(自宅外)	14	4	5	1	233	1181
旧制高等学校 (自宅)	0	0	0	0	23	534
(自宅外)	2	0	1	3	33	1,724
短期大学 (自宅)	1	1	0	0	84	207
(自宅外)	4	2	1	1	52	1,225
新制大学 (自宅)	20	5	2	1	246	1,81
(自宅外)	49	6	7	2	881	976
旧制大学 (自宅)	1	1	1	0	377	349
(自宅外)	32	8	8	3	625	855
計 (自宅)	32	7	4	1	1,591	239
(自宅外)	102	21	22	10	1,959	966

(2) 採用者の連帯保証人年収調査

学校種別	0円	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円
教員養成諸学校 (近親者)	28	88	126	40	7	3
(知人)	0	1	3	1	1	0
専門学校 (近親者)	111	102	132	34	19	5
(知人)	8	4	5	4	3	1
旧制高等学校 (近親者)	11	7	21	8	6	1
(知人)	0	0	0	1	0	0
短期大学 (近親者)	25	21	44	32	6	1
(知人)	0	0	1	1	3	1
新制大学 (近親者)	263	320	579	302	84	16
(知人)	6	4	20	14	7	2
旧制大学 (近親者)	167	168	379	181	63	16
(知人)	2	1	5	7	6	1
計 (近親者)	605	706	1,281	597	185	42
(知人)	16	10	34	28	20	5
学校種別	30万円	35万円	計	1人当り平均年収額		
教員養成諸学校 (近親者)	0	0	292	65,256		
(知人)	0	0	6	110,833		
専門学校 (近親者)	3	0	406	60,711		
(知人)	0	0	25	99,200		
旧制高等学校 (近親者)	1	0	55	92,672		
(知人)	0	0	1	131,500		
短期大学 (近親者)	1	0	130	76,369		
(知人)	0	0	6	170,000		
新制大学 (近親者)	5	0	1,569	75,671		
(知人)	3	2	58	112,931		
旧制大学 (近親者)	3	1	978	78,290		
(知人)	0	2	24	163,541		
計 (近親者)	13	1	3,430	74,059		
(知人)	3	4	120	117,499		

(ル) 採用者の連帯保証人職業別調

学 校 種 別	農 業	水産業	工 業	商 業	交通業	自由業
教員養成諸学校	107	1	0	19	0	23
専門学校	80	7	12	36	0	49
旧制高等学校	8	0	0	5	0	7
短期大学	22	0	5	14	1	5
新制大学	211	6	15	102	3	160
旧制大学	139	1	5	96	1	110
計	567	15	37	272	5	354
学 校 種 別	銀行員 会社	官公吏	教職員	無 職	計	
教員養成諸学校	45	37	25	41	298	
専門学校	91	33	24	99	431	
旧制高等学校	14	7	4	11	56	
短期大学	25	23	16	25	136	
新制大学	411	167	153	399	1,627	
旧制大学	257	95	79	219	1,002	
計	843	362	301	794	3,550	

選 考 実 例

番号	合否	摘 要	在 学 校	部 科 年	推 薦 順 位	受 付 番 号
1	否	旧制浦和高校文科卒 浦高 2年 $\frac{8}{42}$ 3年 $\frac{11}{45}$ 家族 $4 \frac{1}{1}$ 父会社員 年收 150,000円 弟1人高校在学 自宅通学	東京大学 (旧制)	法学部 政治学科 1年	$\frac{30}{175}$ (29位特) 採用	16783
2	合	旧制高知高校卒 東大文学部哲学科、倫理学科及 び宗教学科学生として3年本 会奨学生であったが上記の如き 転科のため、卒業が1年延期とな った。 東大に於ける成績 ($\frac{13}{17}$) 家族 $2 \frac{0}{0}$ 父 亡 母 保母 年收 42,000円	東京大学 (旧制)	文学部 宗教学科 3年	$\frac{2}{28}$	12973
3	否	大隈府立天王寺高校卒 同校 2年 $\frac{特}{241}$ 3年 $\frac{上/中}{228}$ 大学入試 $\frac{14}{302}$ 家族 $5 \frac{2}{0}$ 父 亡 長兄 京大奨学生 次兄 関学大奨学生	関西学院 大学	経済学部 1年	$\frac{2}{19}$ (5位特) 採用	27574

旧制大学

旧制大学

新制大学

教育奨学生

教育奨学生

新制高等学校

番号	合否	摘 要	在 学 校	部 科 年	推 薦 順 位	受 付 番 号
4	合 (甲種)	昭和25年3月鹿児島師範学校予科 卒業、同年5月鹿児島大学教育 学部1年に入学 進道 25(入学者最高55) 鹿児島師範予科4年 優 ($\frac{17}{19}$) 家族 $7 \frac{2}{1}$ 父母病氣、兄負傷。	鹿児島 大学	教育学部 (中学課程) 音楽科		6663
5	合 (乙種)	昭和25年3月高知師範学校 予科卒業、同年5月高知大学 教育学部1年に入学 進道 15(入学者最高47) 高知師範予科 良 3年 ($\frac{2}{20}$) 4年 ($\frac{12}{100}$)	高知大学	教育学部 (小学課程)	$\frac{5}{8}$	2488
6	合	茨城県北相馬郡学校組合立 高須中学校卒 同校 3年 $\frac{9}{10}$ 取手第一高校 1年 ($\frac{4}{8}$) 中 家族 $3 \frac{0}{1}$ 父、兄 日雇人夫 年收計約 84,000円 昭和25年8月7日の大洪水の ため家屋全壊	茨城県立 取手第一 高校	商業科 1年		26

(2) 昭和25年度高等学校奨学生新規採用者送考状況

(1) 送考の概要 (別紙)

(ロ) 採用者の成績別調

種 別	い	いろ	いは	ろ	ろは	は	計
第1次新規採用者	5,295	874	517	360	351	503	7,900
第2次新規採用者	4,023	939	571	281	339	344	6,497
計	9,318	1,813	1,088	641	690	847	14,397

(ハ) 採用者の男女別調

種 別	男	女	計
第1次新規採用者	5,320	2,580	7,900
第2次新規採用者	4,547	1,950	6,497
計	9,867	4,530	14,397

(ニ) 採用者の学年別調

種 別	1年	2年	3年	計
第1次新規採用者	3,638	2,274	1,988	7,900
第2次新規採用者	2,741	2,244	1,512	6,497
計	6,379	4,518	3,500	14,397

(ホ) 採用者の公私立学校別調

種 別	公 立	私 立	計
第1次新規採用者	7,299	601	7,900
第2次新規採用者	5,951	546	6,497
計	13,250	1,147	14,397

(ヘ) 採用者の家庭状況調

種 別	採用数	戦災者		引揚者		父の存い者	
		員数	比率(%)	員数	比率(%)	員数	比率(%)
第1次新規採用者	7,900	743	9.4	1,281	16.2	3,957	50.1
第2次新規採用者	6,497	589	9.1	958	14.7	2,751	42.3
計	14,397	1,332	9.3	2,239	15.6	6,708	46.6

(ト) 採用者の連帯保証人職業別調

種 別	農業	水産業	工業	商業	交通業	自由業
第1次新規採用者	1,141	22	99	532	37	1,233
第2次新規採用者	924	20	34	459	8	957
計	2,065	42	133	991	45	2,190

種 別	銀行員 会社	官公吏	教職員	無職	計
第1次新規採用者	1,417	676	942	1,801	7,900
第2次新規採用者	1,304	480	832	1,479	6,497
計	2,721	1,156	1,774	3,280	14,397

(別紙)

(1) 送考の概要

都道府県名	送考数	採用数	不採用数	採用率(%)
北海道	1,509	525	984	34.8
青森	539	155	384	28.8
岩手	346	218	128	63.0
宮城	612	315	297	51.5
秋田	2,053	233	1,820	11.3
山形	1,821	313	1,508	17.2
福島	1,167	346	821	29.6
茨城	1,848	264	1,584	14.3
栃木	884	199	685	22.5
群馬	1,089	267	822	24.5
埼玉	1,288	223	1,065	17.3
千葉	952	223	729	24.1
東京都	7,840	1,414	6,426	18.0
神奈川県	1,673	405	1,268	24.2
山梨県	918	166	752	18.1
新潟県	2,099	338	1,761	16.1
富山県	878	171	707	19.5
石川県	343	140	203	40.8
福井県	489	289	200	59.1
長野県	1,579	474	1,105	30.0
岐阜県	722	203	519	28.1
静岡県	1,980	418	1,562	21.1
愛知県	2,538	506	2,032	19.9
三重県	1,261	206	1,055	16.3
滋賀県	514	109	405	21.2
京都府	1,796	333	1,463	18.5
大阪府	613	496	117	80.9
兵庫県	1,307	480	827	36.7
奈良県	479	120	359	25.1
和歌山県	485	141	344	29.1
鳥取県	1,550	144	1,406	9.3
島根県	1,784	177	1,607	9.9
岡山県	2,119	483	1,636	22.8
広島県	2,068	417	1,651	20.2
山口県	2,859	294	2,565	10.3

都道府県名	送考数	採用数	不採用数	採用率(%)
徳島	740	230	510	31.1
香川	552	256	296	46.4
愛媛	1,434	251	1,183	17.5
高知	640	152	488	23.8
福岡	1,573	527	1,046	33.5
佐賀	2,807	436	2,371	15.5
長崎	1,197	211	1,586	11.8
熊本	3,038	274	2,764	9.0
大分	2,977	232	2,745	7.8
宮崎	1,338	177	1,161	13.2
鹿児島	568	446	122	78.5
計	69,466	14,397	55,069	20.7

(3) 昭和25年度教育奨学生選考状況

(イ) 学年及び甲種、乙種別調

種別	乙種	甲種	計	比率(%)
2年	8,092 <small>58%</small>	3,838 <small>27.5%</small>	11,930 <small>85%</small>	46.0
1年	6,729 <small>29%</small>	7,252 <small>41%</small>	13,981 <small>55%</small>	54.0
合計	14,821	11,090	25,911	100.0
比率(%)	57.2	42.8	100.0	

(ロ) 乙種教育奨学生学年及び課程別調

種別	小学課程	中学課程	共通課程	計	比率(%)
2年	3,656	4,115	321	8,092	54.6
1年	3,824	2,673	232	6,729	45.4
合計	7,480	6,788	553	14,821	100.0
比率(%)	50.4	45.8	3.8	100.0	

(ハ) 採用者の成績別調

種別	㊦	㊧	㊨	㊩	㊪	㊫	計
甲種教育奨学生	680	805	986	609	1,915	6,095	11,090
乙種教育奨学生	1,584	1,790	1,871	1,026	3,113	5,437	14,821
計	2,264	2,595	2,857	1,635	5,028	11,532	25,911

(ニ) 採用者の連帯保証人職業別調

種別	農業	水産業	工業	商業	交通業	自由業
甲種教育奨学生	3,752	29	74	703	18	1,355
乙種教育奨学生	4,666	49	72	853	18	1,457
計	8,358	78	146	1,556	36	2,812

種別	銀行員 会社	官公吏	教職員	無職	計
甲種教育奨学生	1,584	1,503	1,561	511	11,090
乙種教育奨学生	2,394	1,343	2,439	1,590	14,821
計	3,978	2,846	4,000	2,101	25,911

1 方 針

優秀な學徒で經濟的理由に基き進學の機会に恵まれないものについて學業、人物、健康及び家計の各項を精細に検討し、これに総合判定を加えて奨學生を選考すること

2 學業についての選考基準

標準 中學校、又は高等學校における最近2カ學年の學習成績によつて優秀な知能を認められるもの

これについて注意すべき點は次の通りである。

(1) 選考に際しては次の資料にもとずいて知能を判定すること

(イ) 中學校及び高等學校における學習成績

(ロ) 學力検査の成績

以上の資料のうち特に最近2カ學年の分に重きをおいて選考すること

(2) 中學校及び高等學校における學習成績について全教科の成績を総合して同學年生徒の知能の平均水準より上位に相當するものの中から選考すること

3 人物についての選考基準

標準 人物については、將來社會の中堅以上の人物としてふさわしい資質を具えたものであること。品性、性癖、性格等において著しい缺陷のないこと。

これについて注意すべき點は次の通りである。日常の言動を通じて次のような道徳的教養及び性格の素地が認められること

(1) 道徳的方面

正義と眞實を愛し責任を重んずること

人に對し敬愛親和の情をもつこと

利己的態度のないこと

特に道徳的惡癖のないこと

(2) 性格的方面

強靱な意志をもち努力的精神の旺盛であること

行動の基礎に適正な思慮判断の働くこと

醇雅な情操の萌芽をもつこと

なお、家庭の氣風並びに兩親の人物等を確認、本人の性格に及ぼしている影響と、將來の動向を察知すること

4 健康についての選考基準

標準 身體が強健で、將來長く修學に堪え得る見込の確實であること

これについて注意すべき點は次の通りである。

(1) 健康については特に結核症の検査に重點をおき別紙「健康診断要項」によつて診断を行うこと。診断醫の行つた判定が「可」または「注意」のものについてはこれを選考できるが、「不可」のものについては他の條件如何にかかわらず選考できないこと

(2) 健康體ではあるが身體の一部に異状のあるもの(例えば隻眼、跛等)は特に修學に妨げない限り差支えないこと

5 家計についての選考基準

標準 A 一家の生活費は辛うじて支辨し得るが本人の學費はその一部を支辨し得るにすぎないもの、又は全然支辨し得ないもの

標準 B 一家の生活費並びに本人の學費を不十分ながらも支辨し得るもの

これについて注意すべき點は次の通りである。

標準 A、B の判定をするには、現實に即して個々の家庭の實狀を十分確めることが肝要である。その際、次のような事情は特に考慮に入れて調査することが望ましい

(1) 父のないもの

(2) 父が引揚、病弱、失職等のため學費の支出困難なもの

(3) 一家の収入に比べ家族の人員が多く、特に大學専門學校等に修學中の兄弟姉妹の多いもの

(4) 一家が最近天災又は經濟上の甚しい打撃を受けたもの

標準 B に該當するものについては、學力の優秀性並びにその他の條件を十分具えるものに限り選考しても差支えない

備考 夜間課程及び定時制課程を修める生徒を選考する場合は次によること

(1) 意志の強靱、學力の優秀、その他の條件を十分に具えたものうちで特に必要と認められるものに限ること

(2) 本人の在學する學校が通年制で修業年限4年以内のものに限ること

1 方 針

大學、専門學校等に在學する優秀な學徒で、經濟的理由に因り修學困難なものに於いて、學業、人物、健康及び家計の各項を精細に検討しこれを総合して奨學生として適當と認めるものを推薦すること

2 學業についての推薦基準

標準 A 最近2カ學年の成績を総合して學級(部、科等)全員の20パーセント以内のものであること

標準 B 最近2カ學年の成績を総合して標準 A には該當しないが、學級(部、科等)全員の50パーセント以内(平均水準以上)のもので、しかも優秀な資質を察知し得るものであること

單位制で席次がない場合も上記に準ずること。但し單位制の場合は、科目點のみによらないで修得した單位の數を考慮すること。従つて修得した單位の數がその學部、學年の標準よりも甚しく少い場合は、たとえその備かな科目の成績が相當であつても、これを標準 A 又は B に該當せしめないこと
標準 A 又は B に該當しないもの(平均水準以下)は原則として推薦しないこと。但し、次のような場合に限り例外として推薦することができる。

C 最近の成績は學級(部、科等)全員の50パーセント以下(平均水準以下)であるが、智能の素質、前在學學校の成績、學費困窮の狀況等からみて、もし奨學金の貸與を受けるならば、學業成績が標準 A 又は B に向上する見込み確實なものであること
この場合、學力の潜在的資質を十分發現し得なかつた原因を明記すること

備考

(1) 推薦に當つて標準 A、B 又は C のいづれに該當するものについても、前在學學校の成績を併せて考慮すること。特に入學後年月淺く現在の學校の成績が明らかでない場合は、前在學學校の成績について明らかに優秀性を認め得るものでなければならない

(2) 夜間部に在學するものについては、學力が標準 A に該當するもので特に學費に苦しむ事情あるものに限り推薦することができる。推薦に際しては本人の職業、又は内職、勤勞收入、家計の狀況等を奨學生願書及び推薦調書のそれぞれの欄に明記することを要する

3 人物についての推薦基準

標準 人物については將來有識者として社會に奉仕するにふさわしい資質と教養とを具えたものであること

學校、校友會、寄宿舎その他校内外の生活を通じ次のような性格と教養とが認められることが望ましい

- (1) 正義と眞實を愛し、良識に基き自律の精神に富むこと
- (2) 師友に親しみ、協同生活を愛し、切磋琢磨に努めていること
- (3) 強靱な意志をもち、努力的精神の旺盛であること
- (4) 特に著しい道徳的惡傾向(例えば虚偽、利己、放恣等)のないこと

4 健康についての推薦基準

標準 身體が強健であつて修學に堪え、將來社會に出て十分活動し得る見込が確實であること

健康については特に結核症の検査に重點をおき別紙「健康診断要項」によつて診断を行うこと。診断醫の行つた判定が、「可」または「注意」のものについてはこれを推薦できるが「不可」のものについては、他の條件如何にかかわらず推薦できない。

健康體ではあるが身體の一部に異状のあるもの(例えば隻眼、跛等)は特に修學に妨げない限り差支えないこと。

5 家計についての推薦基準

標準 A 一家の生活費は辛うじて支辨し得るが、本人の學費は全然支辨し得ないもの

標準 B 一家の生活費は辛うじて支辨し得るが、本人の學費は一部分しか支辨し得ないもの

標準 C 一家の生活費並びに本人の學費を不十分ながらも支辨し得るもの

標準 A、B、C の判定をするには、現實に即して個々の家庭の實狀を十分確めることが肝要である。その際次のような事情は特に考慮に入れて調査することが望ましい。

(1) 父のないもの

(2) 父が引揚、病弱、失職等のため學費の支出困難なもの

(3) 一家の収入に比べ家族の人員多く特に大學専門學校等に修學中の兄弟姉妹の多いもの

(4) 一家が最近天災又は經濟上の甚しい打撃を受けたもの

標準 C に該當するものについては、學力の優秀性並びにその他の條件を十分具えるものに限り推薦しても差支えない

備考 次に該當するものは原則として推薦できないこと

(1) 本人の兄弟姉妹のうち現在2名が大學、専門學校等で奨學生になつてゐるもの

(2) 既にある大學を卒業して學士號をもつもの(但し醫學實地修練生はこの限りでない)

日本育英會獎學生

志望のしおり

— 獎學規程 —

日本育英會は、大日本育英會法という特別の法律によつて、優秀な学徒で経済的理由のため修学困難な者に学資を貸与して、教育の機会均等を図り、社会の健全な発展に貢献しようとする目的の下に設立された国家的育英機関である

東京都千代田区日比谷公園2番地
電話銀座(57) 4629, 5225, 5249, 73 7, 7318

振替貯金口座東京15784番

日本育英會

支那 各都道府縣教育委員會内

VI-506

日本育英会奨学生志望のしおり

日本育英会奨学規程

(奨学生の資格)

第1條 本会が学費を貸与する学徒は、高等学校以上の学校に在学し、品行方正、学術優秀、身体強健で、学費の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学金の額)

第2條 奨学金の額は、次の区別により、本人の希望、家庭の事情などを参酌して決定する。

- 1 高等学校又はこれと同程度の学校の奨学生 月額 500円以内
2 新制大学第1年、第2年、短期大学、専門学校又はこれと同程度の学校の奨学生 月額 1,800円以内
3 新制大学第3年、第4年、旧制大学又はこれと同程度の学校の奨学生及び医学実地修練中の奨学生 月額 2,100円以内
4 国立大学の教育学部若しくは学芸学部の第1年、第2年に在学する者で、当該大学の第2年以上の課程を修了又は卒業後、直ちに義務教育に従事しようとする奨学生
甲種 月額 500円
乙種 月額 1,800円
5 通信教育による大学 面接授業1期間毎に 6,00円以内
特に学術研究に適する学徒に対して

は前項の金額を超えて、特別額の奨学金を貸与することがある。

(貸与の期間)

第3條 奨学金を貸与する期間は次の区別による。

- 1 高等学校、専門学校、短期大学、新制大学又はこれと同程度の学校の奨学生 正規の修業期間
2 前号の新制大学の奨学生中、第2條第1項第4号に規定する奨学生 第2年修了迄の期間
3 旧制大学の奨学生 最短修業期間
4 医学実地修練中の奨学生 1年間
5 通信教育による大学の奨学生 面接授業期間

(願出手続)

第4條 奨学生志望者は、在学学校長の推薦を受け、所定の次の書類を提出して、願出なければならない。

- 1 奨学生願書
2 奨学生推薦調書
奨学生願書には、連帯保証人が連署しなければならない。連帯保証人は本人の父兄母姉又はこれに代る者でなければならない。

第5條 前條の書類は、在学学校長を経て、次の区別に従い、提出しなければならない。

- 1 高等学校又はこれと同程度の学校の在学者は都道府県本会支店宛
2 その他の学校在学者は本会宛

(奨学生の決定)

第6條 奨学生は選考委員会の選考を経て、これを決定する。前項の決定は、在学学校長を経て本人に通知する。

(学業成績の提出)

第7條 奨学生は、在学学校長を経て毎学年末学業成績表を提出しなければならない。

(異動届出)

第8條 奨学生は、次の場合には連帯保証人と連署して、在学学校長を経て、直ちに届出なければならない。但し、本人が疾病などのために届出ることができないときは連帯保証人から届出なければならない。

- 1 休学、復学、轉学又は退学したとき
2 本人、連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動のあつたとき

(奨学金の交付)

第9條 奨学金は、毎月在学学校長を経て交付する。但し、特別の事情があるときは数月分を合せて交付することがある。
第10條 特別の事情が生じたときは、奨学金の額を変更することがある。奨学生は、何時でも在学学校長を経て奨学金の減額又は辞退を申出ることができる。

(奨学金の休止)

第11條 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を休止する。

(貸与期間の短縮)

第12條 奨学生の学業成績の状況により、奨学金の貸与期間を短縮することがある。

(奨学金の停止又は廃止)

第13條 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金を停止又は廃止する。

- 1 傷病、疾病などのために成業の見込がないとき
2 学業成績又は操行が不良となつたとき
3 奨学金を必要としない事由が生じたとき
4 休学、轉学が適当でないとき
5 その他奨学生として適当でないとき

(奨学金の返還)

第14條 奨学金は、卒業の月の6月後から5年、10年、15年、20年又は25年の何れかの期間にその全額を月賦半年賦、又は年賦で返還しなければならない。

但し、通信教育による大学の奨学生の奨学金は、面接授業終了の翌月から返還しなければならない。

前項の返還金はその全額又は一部を一時に返還してもよい。

第1項の月賦、半年賦、年賦の金額はそれぞれ50円、300円、600円を下つてはならない。

第15條 奨学生が次の各号の一に該当したときは、その月の6月後から前

條に準じて奨学金を返還しなければならない。

- 1 貸与期間の満了
2 退学
3 奨学金の辞退
4 奨学金の廃止

奨学生が死亡したとき、その他特別の事情があるときは、別段の返還方法を指示する。

(借用証書)

第16條 奨学生が卒業し又は前條の各号の一に該当したときは、連帯保証人及び保証人と連署して、在学学校長を経て、所定の奨学金借用証書を提出しなければならない。保証人は独立の生計を営むものでなければならない。

第17條 奨学生であつた者は、奨学金返還完了前に本人、連帯保証人又は保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動のあつたときには、直ちに届出なければならない。但し、本人が疾病などのために届出ることができないときは、連帯保証人又は家族から届出なければならない。

(返還猶予)

第18條 奨学生であつた者が更に上級学校で奨学生となつたときは、その在学期間奨学金の返還を猶予する。

第19條 疾病その他正当の事由のために奨学金の返還が困難な者には、願出によつて相当の期間その返還を猶予する。

第20條 第2條第1項第4号に規定する奨学生がその学部の第2年以上の

課程を修了若しくは卒業して、直ちに義務教育に従事し又は当該大学の残余の課程に進学したときは、前者にあつては義務教育に従事中、後者にあつてはその在学中奨学金の返還を猶予する。

(延滞利息)

第21條 正当と認められる事由がなくして奨学金の返還を遅延したときは、日歩二銭の延滞利息を徴収する。

(死亡届出)

第22條 奨学生が死亡したときは、連帯保証人は、戸籍抄本及び奨学金借用証書を添えて在学学校長を経て、直ちに届出なければならない。

奨学生であつた者が奨学金返還完了前に死亡したときは、連帯保証人又は遺族は戸籍抄本を添えて、直ちに届出なければならない。

(返還免除)

第23條 奨学生又は奨学生であつた者が奨学金返還完了前に死亡したときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することがある。この場合は連帯保証人又は遺族から事情を具して願出なければならない。

(実施細目)

第24條 この規定の実施について必要な事項は、会長が決定する。

(附則)

第25條 昭和21年12月1日以前に決定された奨学生については、第13條を適用しないで従前の規定による。

(昭和26年4月1日改正)

▶ 日本育英会から学資の貸与を受ける生徒を「奨学生」 ◀

▶ といひ、その貸与される学資を「奨学金」といふ。 ◀

○ 奨学生となるには —

- 1 学校教育法による、高等学校、教員養成諸学校、専門学校及び大学に在学する生徒であれば、学資を貸与される。
- 2 奨学生は品行方正、学術優秀、身体強健で、且つ家庭の事情等から学資の支弁が困難と認められ、学校長の推薦されたものから選ばれる。

○ 貸与できる奨学金の額は —

- 1 奨学金は本人の希望、家庭の事情等を考慮して奨学規程第2条の月額以内で決定する。
- 2 奨学生は、いつでも奨学金を減額し、又は辞退することもできる。

○ 奨学金を受けうる期間は —

- 1 奨学生に採用されたものは、奨学規程第3条の規定通り奨学金の貸与を受けすることができる。
- 2 原級にとどまつたとき又は卒業期限を延長したときは、貸与を停止されることを原則とする。
- 3 成績の状況により期間を短縮されることがある。

○ 奨学生願出の手続は —

- 1 奨学生を志望するに現に在学する学校の学校長に願書を提出し、推薦をうけなければならない。従つて本人から願書を、直接本会又は本会支部に提出しても受理されない。即ち、学校から所定の奨学生願書用紙の交付をうけ、本人と連帯保証人とが、必要事項を、ありのままに、なるべく詳しく記入し、学校に提出すること。
連帯保証人は、父兄・母姉又はこれに代るもので、将来奨学金返還の責を負うるものであること。
- 2 学校長が、在学生から奨学生願書の提出をうけ、これを推薦すべきものと認めるときは、奨学生推薦調書用紙に、必要事項特に推薦する事由を詳しく記入し、奨学生願書と共に、専門学校以上の学校の奨学生になることを希望するものの願出書類は直接本会に、高等学校の奨学生になることを希望するものの願出書類は、都道府県の各教育委員会内本会支部に提出されることとなる。
- 3 願出書類は、学校の種類等によつて提出の時期が違ふから学校当局で尋ねられたい。

○ 奨学生の採否決定及び通知は —

- 1 学校長から推薦されたものについて、人物、学業成績、健康状態、家庭状況等各方面から検討し、専門学校以上の分は、本会に設置の奨学生選考委員会にはかり、高等学校の分は、本会支部に設置の奨学生選考委員会の議を経て、本会においてその採否を決定する。
- 2 奨学生の採否が決定したときは、直ちに推薦学校長を経て本人に通知する。

○ 奨学金の交付方法は —

奨学金は原則として、毎月在学学校長を経て、本人に交付する。但し医学実地修習生には3ヵ月分ずつ4回に交付する。

○ 奨学金の返還については —

- 1 借入証書の提出……奨学生は卒業前に連帯保証人及び保証人と連署して、在学学校長を経て奨学金借入証書を提出しなければならない。
- 2 方法及び期間……奨学金は、最終学校を卒業した月の6ヵ月後から、無利子で、その貸与全額を5年、10年、15年、20年、25年の返還期間のいずれかを選んで月賦、半年賦又は年賦で返還すればよい。
- 3 猶予及び免除……奨学規程第18、19、20条に規定するものについては、その期間奨学金の返還が猶予される。

本人が死亡したときは、遺族からの願出によつて、家庭状況等調査の上、奨学金の全部又は一部の返還が免除されることがある。

○ 奨学生の義務は —

奨学金返還の義務以外は、志望上級学校の選択、卒業後の就職、その他一切、特別の制限拘束をうけない。しかし次のことを守らなければならない。

- イ 学校在学中は、毎学年末学業成績表を提出すること。
- ロ 奨学金返還義務履行のために、住所、勤務先、連帯保証人又は保証人等の変更のつど、速かに報告すること。

○ 将来義務教育に従事するものの奨学は —

国立大学の教育学部又は学芸学部小学校及び中学校の教員養成課程に在学するものについては、奨学規程第2条の規定通り奨学金を貸与し、返還猶予等についても特に考慮される。願出方法その他は一般奨学生の場合と変りない。

昭和26年度版 (26, 4, 10,000)

奨学生決定について

今後奨学生の願出があったときは、本選考委員会に諮って決定し、高等学校奨学生選考基準並に、大学専門学校等奨学生推薦基準を適用して直ちに會長がその採用を決定し、特に決定に疑義のあったものについては次回委員会にこれを報告し、これに対する意見は以後の選考に際して具現すること。

VI-506